

作 業 基 準

令和5年1月10日

オホーツク・ガリンコタワー株式会社

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業等
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知
- 第6章 船内巡視及び点検

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、オホーツク観光航路及び網走沖海底堆積物採取調査航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物については、一切船室に持ち込ませないものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、一切船室に持込むことは拒絶しなければならない。

第4章 乗下船作業等

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸30分前とする。

2 離岸30分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理員及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航の合図をさせる)とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し陸上作業を所定の位置に配置する。

2 運航管理者は、船長の指示により陸上作業員を指揮して、迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理者は、着岸時刻5分前になったときは陸上作業員を指揮して着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に船舶の綱取作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと

第6章 船内巡視及び点検

(船内巡視及び点検)

第11条 船内作業員は、1日に1回以上船内を巡視し、その結果を船長及び機関長に報告しなければならない。

2 船内作業員は、船内の巡視結果については、巡視時間・点検場所が記載されている船内巡視記録簿に結果内容を記録し、船長及び機関長の確認を受けるものとする。

陸上作業・船内作業系統図

(船内作業)



(旅客の誘導・船内での安全
指導・離着岸作業)

(陸上作業)



(旅客の整理・誘導、綱取り等)